

発委第 2 号

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び八雲町議会会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

令和3年3月10日

提 出 者

議会運営委員会委員長 千 葉 隆

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

別紙

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年八雲町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議員報酬) 第 2 条 議員報酬は月額とし、その額は職務の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。 議長 <u>295,000 円</u> 副議長 <u>230,000 円</u> 常任委員長及び議会運営委員長 <u>205,000 円</u> 議員 <u>195,000 円</u>	(議員報酬) 第 2 条 議員報酬は月額とし、その額は職務の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。 議長 <u>340,000 円</u> 副議長 <u>275,000 円</u> 常任委員長及び議会運営委員長 <u>255,000 円</u> 議員 <u>243,000 円</u>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。